

最低制限価格算定方法改定のお知らせ

○下記算定方法による最低制限価格に満たない入札金額の入札書は無効とします。

【改定後の内容】

1 建設工事の最低制限価格の算定方法

	最低制限価格(税抜き)の算出方法
建設工事	直接工事費の95% + 共通仮設費の90% + 現場管理費の90% + 一般管理費の40%

※各経費の計算値の円未満は切捨てとする。

※合計額に10,000円に満たない端数があるときは、これを四捨五入とする。

※上記算定式による額が、予定価格の90%を超える場合は90%の額とし、85%に満たない場合は85%の額とする。(10,000円に満たない端数があるときは、これを四捨五入する。)

2 測量等コンサルタント業務の最低制限価格の算定方法

業種区分	最低制限価格(税抜き)の算出方法
測量業務	直接測量費の額 + 測量調査費の額 + 諸経費の60%
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額 + 特別経費の額 + 技術料等経費の80% + 諸経費の65%
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額 + 直接経費の額 + 技術経費の60% + 諸経費の75%
地質調査業務	直接調査費の額 + 間接調査費の90% + 解析等調査業務費の75% + 諸経費の50%
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額 + 直接経費の額 + 技術経費の65% + 諸経費の65%
地籍調査業務	直接作業費の額 + 諸経費の55%
耐震診断業務	業務価格の82.5%

※各経費の計算値の円未満は切捨てとする。

※合計額に1,000円に満たない端数があるときは、これを四捨五入とする。

※上記算定式による額が、予定価格の85%を超える場合は85%の額とし、80%に満たない場合は80%の額とする。(1,000円に満たない端数があるときは、これを四捨五入する。)

- 3 特別なものについては、上記の算定方法によらず、予定価格の85%(測量等コンサルタント業務にあっては80%)から90%(測量等コンサルタント業務にあっては85%)の範囲内で設定します。

【実施時期】

平成23年度11月1日以降に公告する一般競争入札及び通知する指名競争入札から実施します。

建設工事

最低制限価格の算定方法

算定式

次に掲げる額(円未満は切捨て)の合計額(10,000円に満たない端数があるときは、これを四捨五入する。)とする。

- ① 直接工事費の95%
- ② 共通仮設費の90%
- ③ 現場管理費の90%
- ④ 一般管理費の40%

※ただし、上記算定式による額が、予定価格の90%を超える場合は予定価格の90%の額とし、予定価格の85%に満たない場合にあっては予定価格の85%の額とする。

算定例： 予定価格(税抜き) 5,280,000円 の工事

① 直接工事費	3,190,223 円	*	95%	=	3,030,711 (円未満切捨て)
② 共通仮設費	405,692 円	*	90%	=	365,122 (円未満切捨て)
③ 現場管理費	1,026,420 円	*	90%	=	923,778 (円未満切捨て)
④ 一般管理費	657,665 円	*	40%	=	263,066 (円未満切捨て)
合計	5,280,000 円				4,582,677

↓ ※10,000円未満四捨五入

4,580,000

※予定価格に対する割合 86.7%

よって、最低制限価格(税抜き)は、4,580,000円となる。

測 量 業 務

最低制限価格の算定方法

算 定 式

次に掲げる額(円未満は切捨て)の合計額(1,000円に満たない端数があるときは、これを四捨五入する。)とする。

- ① 直接測量費
- ② 測量調査費
- ③ 諸経費の60%

※ただし、上記算定式による額が、予定価格の85%を超える場合は予定価格の85%の額とし、予定価格の80%に満たない場合にあっては予定価格の80%の額とする。

算定例： 予定価格(税抜き) 1,120,000円 の業務

① 直接測量費	608,487 円	*	100%	=	608,487 (円未満切捨て)
② 測量調査費	0 円	*	100%	=	0 (円未満切捨て)
③ 諸経費	511,513 円	*	60%	=	306,907 (円未満切捨て)

合計	1,120,000 円		915,394
----	-------------	--	---------

↓ ※1,000円未満四捨五入

915,000

※予定価格に対する割合 81.7%

よって、最低制限価格(税抜き)は、915,000円 となる。

建築コンサルタント業務
(建築設計業務、工事監理業務)

最低制限価格の算定方法

算 定 式

次に掲げる額(円未満は切捨て)の合計額(1,000円に満たない端数があるときは、これを四捨五入する。)とする。

- ① 直接人件費
- ② 特別経費
- ③ 技術料等経費の80%
- ④ 諸経費の65%

※ただし、上記算定式による額が、予定価格の85%を超える場合は予定価格の85%の額とし、予定価格の80%に満たない場合にあつては予定価格の80%の額とする。

算定例： 予定価格(税抜き) 2,180,000円 の業務

① 直接人件費	995,340 円	*	100%	=	995,340 (円未満切捨て)
② 特別経費	0 円	*	100%	=	0 (円未満切捨て)
③ 技術料等経費	199,068 円	*	80%	=	159,254 (円未満切捨て)
④ 諸経費	985,592 円	*	65%	=	640,634 (円未満切捨て)

合計 2,180,000 円 1,795,228

↓ ※1,000円未満四捨五入

1,795,000

※予定価格に対する割合 82.3%

よって、最低制限価格(税抜き)は、**1,795,000円**となる。

建設コンサルタント業務**最低制限価格の算定方法****算 定 式**

次に掲げる額(円未満は切捨て)の合計額(1,000円に満たない端数があるときは、これを四捨五入する。)とする。

- ① 直接人件費
- ② 直接経費
- ③ 技術経費の60%
- ④ 諸経費の75%

※ただし、上記算定式による額が、予定価格の85%を超える場合は予定価格の85%の額とし、予定価格の80%に満たない場合にあつては予定価格の80%の額とする。

算定例： 予定価格(税抜き) 14,080,000円 の業務

① 直接人件費	5,286,517 円	*	100%	=	5,286,517 (円未満切捨て)
② 直接経費	132,000 円	*	100%	=	132,000 (円未満切捨て)
③ 技術経費	2,317,663 円	*	60%	=	1,390,597 (円未満切捨て)
④ 諸経費	6,343,820 円	*	75%	=	4,757,865 (円未満切捨て)
合計	14,080,000 円				11,566,979

↓ ※1,000円未満四捨五入

11,567,000

※予定価格に対する割合 82.2%

よって、最低制限価格(税抜き)は、**11,567,000円** となる。

地質調査業務

最低制限価格の算定方法

算 定 式

次に掲げる額(円未満は切捨て)の合計額(1,000円に満たない端数があるときは、これを四捨五入する。)とする。

- ① 直接調査費
- ② 間接調査費の90%
- ③ 解析等調査業務費の75%
- ④ 諸経費の50%

※ただし、上記算定式による額が、予定価格の85%を超える場合は予定価格の85%の額とし、予定価格の80%に満たない場合にあつては予定価格の80%の額とする。

算定例： 予定価格(税抜き) 1,100,000円 の業務

① 直接調査費	476,727 円	*	100%	=	476,727 (円未満切捨て)
② 間接調査費	271,837 円	*	90%	=	244,653 (円未満切捨て)
③ 解析等調査業務費	0 円	*	75%	=	0 (円未満切捨て)
④ 諸経費	351,436 円	*	50%	=	175,718 (円未満切捨て)
合計	1,100,000 円				897,098

↓ ※1,000円未満四捨五入

897,000

※予定価格に対する割合 81.5%

よって、最低制限価格(税抜き)は、897,000円となる。

補償コンサルタント業務

最低制限価格の算定方法

算 定 式

次に掲げる額(円未満は切捨て)の合計額(1,000円に満たない端数があるときは、これを四捨五入する。)とする。

- ① 直接人件費
- ② 直接経費
- ③ 技術経費の65%
- ④ 諸経費の65%

※ただし、上記算定式による額が、予定価格の85%を超える場合は予定価格の85%の額とし、予定価格の80%に満たない場合にあっては予定価格の80%の額とする。

算定例： 予定価格(税抜き) 680,000円 の業務

① 直接人件費	299,783 円	*	100%	=	299,783 (円未満切捨て)
② 直接経費	23,982 円	*	100%	=	23,982 (円未満切捨て)
③ 技術経費	59,956 円	*	65%	=	38,971 (円未満切捨て)
④ 諸経費	296,279 円	*	65%	=	192,581 (円未満切捨て)
合計	680,000 円				555,317
					↓ ※1,000円未満四捨五入
					555,000
				※予定価格に対する割合	81.6%

よって、最低制限価格(税抜き)は、555,000円 となる。

地籍調査業務

最低制限価格の算定方法

算 定 式

次に掲げる額(円未満は切捨て)の合計額(1,000円に満たない端数があるときは、これを四捨五入する。)とする。

- ① 直接作業費
- ② 諸経費の55%

※ただし、上記算定式による額が、予定価格の85%を超える場合は予定価格の85%の額とし、予定価格の80%に満たない場合にあつては予定価格の80%の額とする。

算定例： 予定価格(税抜き) 7,040,000円 の業務

- ① 直接作業費 4,217,242 円 * 100% = 4,217,242 (円未満切捨て)
- ② 諸経費 2,822,758 円 * 55% = 1,552,516 (円未満切捨て)

合計 7,040,000 円

5,769,758

↓ ※1,000円未満四捨五入

5,770,000

※予定価格に対する割合 82.0%

よって、最低制限価格(税抜き)は、5,770,000円 となる。

耐震診断業務

最低制限価格の算定方法

算 定 式

次に掲げる額(円未満は切捨て)の合計額(1,000円に満たない端数があるときは、これを四捨五入する。)とする。

① 業務価格の82.5%

算定例： 予定価格(税抜き) 6,520,000円 の業務

① 業務価格 6,520,000 円 * 82.5% = 5,379,000 (円未満切捨て)

合計 6,520,000 円

5,379,000

↓ ※1,000円未満四捨五入

5,379,000

※予定価格に対する割合 82.5%

よって、最低制限価格(税抜き)は、5,379,000円 となる。

伊那市最低制限価格制度要綱

平成 21 年 1 月 27 日

告示第 43 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 10 第 2 項（政令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、市が発注する建設工事及び測量等業務（建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務、地籍調査業務並びに耐震診断業務をいう。以下同じ。）の競争入札に最低制限価格を設けることについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象入札)

第 2 条 最低制限価格を設ける入札は、建設工事及び測量等業務に係る一般競争入札又は指名競争入札とする。ただし、市長が最低制限価格を設ける必要がないと認めたものは、この限りでない。

(最低制限価格の設定)

第 3 条 建設工事の最低制限価格は、予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額（円未満は切捨て）の合計額（10,000 円に満たない端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。ただし、その額が予定価格に 100 分の 90 を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に 100 分の 90 を乗じて得た額（10,000 円に満たない端数があるときは、これを四捨五入する。）とし、予定価格に 100 分の 85 を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に 100 分の 85 を乗じて得た額（10,000 円に満たない端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。

- (1) 直接工事費の額に 100 分の 95 を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に 100 分の 90 を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に 100 分の 90 を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に 100 分の 40 を乗じて得た額

2 測量等業務の最低制限価格は、予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額（円未満は切捨て）の合計額（1,000 円に満たない端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。ただし、その額が予定価格に 100 分の 85 を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に 100 分の 85 を乗じて得た額（1,000 円に満たない端数があるときは、これを四捨五入する。）とし、予定価格に 100 分の 80 を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に 100 分の 80 を乗じて得た額（1,000 円に満たない端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。

(1) 測量業務

- ア 直接測量費の額
- イ 測量調査費の額
- ウ 諸経費の額に 100 分の 60 を乗じて得た額

(2) 建築関係の建設コンサルタント業務（建築設計業務、工事監理業務）

- ア 直接人件費の額

- イ 特別経費の額
- ウ 技術料等経費の額に100分の80を乗じて得た額
- エ 諸経費の額に100分の65を乗じて得た額
- (3) 土木関係の建設コンサルタント業務
 - ア 直接人件費の額
 - イ 直接経費の額
 - ウ 技術経費の額に100分の60を乗じて得た額
 - エ 諸経費の額に100分の75を乗じて得た額
- (4) 地質調査業務
 - ア 直接調査費の額
 - イ 間接調査費の額に100分の90を乗じて得た額
 - ウ 解析等調査業務費の額に100分の75を乗じて得た額
 - エ 諸経費の額に100分の50を乗じて得た額
- (5) 補償関係コンサルタント業務
 - ア 直接人件費の額
 - イ 直接経費の額
 - ウ 技術経費の額に100分の65を乗じて得た額
 - エ 諸経費の額に100分の65を乗じて得た額
- (6) 地籍調査業務
 - ア 直接作業費の額
 - イ 諸経費の額に100分の55を乗じて得た額
- (7) 耐震診断業務
 - 業務価格の額に100分の82.5を乗じて得た額
- 3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、予定価格に100分の85（測量等業務にあつては100分の80）を乗じて得た額から100分の90（測量等業務にあつては100分の85）を乗じて得た額までの範囲内の額で最低制限価格を設定することができる。
- （入札者への周知）
- 第4条 市長は、最低制限価格を設ける場合には、次に掲げる事項を規則第105条に規定する入札の公告又は規則第116条第2項の指名競争入札通知書に明示するものとする。
 - (1) 政令第167条の10第2項の規定の適用があること。
 - (2) 最低制限価格を下回る価格をもって入札をした者は、落札者（一般競争入札（事後審査方式）の場合は、第1順位の落札候補者。以下同じ。）とならないこと。
- （入札経過書への最低制限価格の記載）
- 第5条 第3条の規定により最低制限価格が算出されたときは、伊那市財務規則（平成18年伊那市規則第34号。以下「規則」という。）第115条の入札経過書に当該最低制限価格を記載するものとする。
- （落札者の決定）
- 第6条 最低制限価格を設けた入札の落札者は、予定価格及び最低制限価格の制限の

範囲内の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をしたものとする。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 21 年 2 月 1 日から施行し、同日以後に一般競争入札の公告又は指名競争入札の通知を行う入札から適用する。

附 則(平成 21 年 5 月 29 日告示第 168 号)

この告示は、平成 21 年 6 月 1 日から施行し、改正後の伊那市最低制限価格制度試行要綱の規定は平成 21 年 6 月 10 日から適用する。

附 則

この告示は、平成 21 年 12 月 1 日から施行し、改正後の第 3 条の規定は、同日以後に一般競争入札の公告又は指名競争入札の通知を行う入札について適用する。

附 則

この告示は、平成 23 年 11 月 1 日から施行し、改正後の第 3 条の規定は、同日以後に一般競争入札の公告又は指名競争入札の通知を行う入札について適用する。

コンサルタント業務の「最低制限価格」算定フロー

